

事務連絡
令和5年9月15日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和5年10月4日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する
調査報告依頼について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等については、「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年4月26日付け事務連絡）により、各都道府県から毎週ご報告いただいております。「第23回目以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年9月29日付け事務連絡）により、第23回（令和2年9月30日（水）0時時点）以降の報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を用いてご報告いただいております。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制については、各都道府県において本年9月末までを対象期間とする「移行計画」を策定いただいた上で、着実に移行を進めていただいているところです。今般、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、本年10月から来年3月までを引き続き移行期間とし、通常の医療提供体制への移行を進めていただくよう、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け事務連絡）でお示ししているところです。

移行期間中、感染状況等に応じた医療提供体制が適切に確保されているか、また医療負荷及び移行状況を確認する必要があり、引き続き、本事務連絡に基づき、週一回、期日までにご報告をお願いします。

については、各都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区並びに医療機関等と連携の上、下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

また、ご報告いただく調査結果については、公表を前提に取り扱うことを申し添えます。

なお、本事務連絡における下線部分は、従前の取扱い^(※)から変更が生じる点についてお示しする趣旨であることを、申し添えます。

(※)「令和5年5月10日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和5年4月19日付け事務連絡）

記

1. 調査内容

1-1. 新型コロナウイルス感染症患者の療養状況について

(1) 在院者数

①-1：調査時点で、病院又は診療所に入院している者の数

※ ①-2と①-3を合計した数と一致する。

①-2：①-1のうち、確保病床に入院している者の数

※ 確保病床（自都道府県の病床確保計画に位置づけられた、受入要請があれば患者受入を行うことについて医療機関と調整済みの病床をいう。以下同じ。）に入院している者の数は、個々の確保病床を有する医療機関における入院患者数を、当該医療機関の現段階の即応病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。

なお、ここでいう現段階の即応病床数は、必ずしも最終段階の即応病床数を指すものではないことに留意すること。現段階の即応病床数を超えて受入れを行った場合には、確保病床以外の病床での入院とみなし、①-3に計上すること。

※ 確保病床に入院している者の数を確保病床数で除した割合を、「確保病床使用率」として公表する。

※ 段階0の時は、病床が確保されていないため、「-」として公表する。

①-3：①-1のうち、確保病床外に入院している者の数

※ ここでいう「確保病床外に入院している者」とは、確保病床を有する医療機関において確保病床以外の病床で入院している者若しくは現段階の即応病床数を超えて受入れを行った者又は確保病床を有しない医療機関で入院している者などが考えられる。

※ 段階0の時は、「-」として公表する。

②-1：①-1のうち、中等症Ⅱ患者数

※ 中等症Ⅱ患者とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「中等症Ⅱ 呼吸不全あり」に分類される「酸素投与が必要」な者とすること。

※ ②-2と②-3を合計した数と一致する。

②-2：②-1のうち、中等症Ⅱ患者用の確保病床に入院している中等症Ⅱ患者数

※ 確保病床に入院している中等症Ⅱ患者数は、個々の確保病床を有する医療機関における入院患者数を、当該医療機関の現段階の即応病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。

なお、ここでいう現段階の即応病床数は、必ずしも最終段階の即応病床数を指すものではないことに留意すること。現段階の即応病床数を超えて受入れを行った場合には、確保病床以外の病床での入院とみなし、②-3に計上すること。

※ 確保病床に入院している者の数を中等症Ⅱ患者用の確保病床数で除した割合を、「確保病床使用率」として公表する。

※ 段階0の時は、病床が確保されていないため、「－」として公表する。

②-3：②-1のうち、中等症Ⅱ患者用の確保病床外に入院している中等症Ⅱ患者数

※ ここでいう「確保病床外に入院している者」とは、確保病床を有する医療機関において確保病床以外の病床で入院している者若しくは現段階の即応病床数を超えて受入れを行った者又は確保病床を有しない医療機関で入院している者などが考えられる。

※ 段階0の時は、「－」として公表する。

③-1：①-1のうち、重症者数

※ 重症者とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」に分類される、「ICUに入室又は人工呼吸器が必要」な者とする。

※ ここでいう「ICUに入室が必要」とは、診療報酬上の定義により「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」、「ハイケアユニット入院医療管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「小児特定集中治療室管理料」、「新生児特定集中治療室管理料」、「総合周産期特定集中治療室管理料」又は「新生児治療回復室入院管理料」の区分にある病床での治療が必要な患者のことを指すものとする。

※ ③-2と③-3を合計した数と一致する。

③-2：③-1のうち、重症者用病床たる確保病床に入院している重症者の数

※ 重症者用病床とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICUに入室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床を重症者用病床とすること。

※ 確保病床に入院している重症者の数は、個々の確保病床を有する医療機関における入院患者数を、当該医療機関の現段階の即応病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。

なお、ここでいう現段階の即応病床数は、必ずしも最終段階の即応病床数を指すものではないことに留意すること。現段階の即応病床数を超えて受入れを行った場合には、確保病床以外の病床での入院とみなし、③-3に計上すること。

※ 確保病床に入院している者の数を重症者用病床たる確保病床数で除した割合を、「確保病床使用率」として公表する。

※ 段階0の時は、病床が確保されていないため、「－」として公表する。

③-3：③-1のうち、重症者用病床たる確保病床外に入院している者の数

※ ここでいう「確保病床外に入院している者」とは、確保病床を有する医療機関において確保病床以外の病床で入院している者若しくは現段階の即応病床数を超えて受入れを行った者又は確保病床を有しない医療機関で入院している者などが考えられる。

※ 段階0の時は、「－」として公表する。

(2) 社会福祉施設等療養者数（社会福祉施設等で療養を行っている患者の数）

調査時点で、高齢者施設等又は障害者施設で療養している者で都道府県において把握しているものの合計の数

1-2. 新型コロナウイルス感染症患者の病床数等について

(1) 病床確保状況について：

① 病床確保計画における現在の段階

② 現段階において、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている病床数（即応病床数）

※ 現段階の即応病床数を上限に計上すること。

(2) 中等症Ⅱ患者用病床の確保状況について：

○ 現段階において、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている中等症Ⅱ患者用病床数(即応病床数)

※ 現段階の即応病床数を上限に計上すること。

(3) 重症者用病床の確保状況について：

○ 現段階において、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている重症者用病床数（即応病床数）

※ 重症者用病床とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICU に入室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床を重症者用病床とすること。（再掲）

※ 現段階の即応病床数を上限に計上すること。

2. 回答方法

○ 調査時点は、令和5年10月4日水曜日0時時点とし、これ以降毎週水曜日0時時点とします。なお、見直しを行った項目の中で、直ちに報告が難しいものがある場合は、個別にご相談ください。

○ 「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」にてご報告ください。

- G-MIS の入力方法については、厚生労働省ホームページに掲載しているマニュアル <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000720471.pdf> をご参照ください。

3. 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県からまとめてご報告をお願いします。

以上